



# 鳥取県公報

平成13年 3月28日(水)  
号外第26号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例	鳥取県地方農林振興局設置条例の一部を改正する条例（農政課）.....	3
	鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例（経営指導課）.....	5
	鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正する条例（生産流通課）.....	7
	鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を 改正する条例（畜産課）.....	8
	鳥取県和牛能力向上対策事業助成条例の一部を改正する条例（ " ）.....	9
	鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例（漁港課）.....	10
	鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例（港湾課）.....	12
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅課）.....	13

= 公布された条例のあらまし =

### 鳥取県地方農林振興局設置条例の一部を改正する条例

- 1 題名を鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例に改めることとした。
- 2 鳥取県日野地方農林振興局を削除することとした。（新第3条関係）
- 3 農業改良助長法に規定する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定めることとした。（第4条関係）
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。

### 鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

- 1 筆記試験の試験項目を次のとおり改めることとした。（第3条関係）

改正後	現 行
必須項目及び選択項目	必須項目、専門選択項目及び基礎選択項目

- 2 受験資格のうち、大学卒業者及び卒業見込者（大学院修了者及び修了見込者を含む。）に係る修了課程の限定を廃止することとした。（第4条関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

### 鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正する条例

- 1 地方卸売市場の開設者等たる法人が分割について知事の認可を受けたときは、分割法人は開設者等の地位を承継することとした。（第8条関係）
- 2 この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。

## 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県米子家畜保健衛生所の位置を米子市から溝口町に変更し、その名称を鳥取県溝口家畜保健衛生所とすることとした。(第1条関係)
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

## 鳥取県和牛能力向上対策事業助成条例の一部を改正する条例

- 1 和牛能力向上対策事業の対象となる低能力牛に繁殖機能に係る疾病を有しているものを加えることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。

## 鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例

- 1 漁港施設の損傷を禁止する規定を削除することとした。(第3条関係)
- 2 停けい泊禁止区域を指定することができる区域を、漁港法の規定により指定する区域内の水域に限定することとした。(第6条関係)
- 3 けい留施設において制限される行為から次に掲げるものを除くこととした。(第9条関係)
  - (1) 船舟のけい留に支障を及ぼすおそれがあるいかだその他の物件をけい留すること。
  - (2) 漁獲物等をみだりに長期間置いておくこと。
- 4 工作物の設置を目的とする占用を許可する期間を3年以内(現行1年以内)とすることとした。(第12条関係)
- 5 船舟の入出港に係る届出に関する規定を削除することとした。(旧第14条関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 7 施行期日等
  - (1) この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

## 鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県立鳥取港海友館の利用の許可及び使用料に関する規定を削除することとした。(第4条～第6条、別表関係)
- 2 この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。

## 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次の県営住宅を設置することとした。(別表第1関係)

名 称	位 置
杉の香団地	八頭郡智頭町大字坂原及び大字岩神

- 2 杉の香団地の管理を智頭町に委託することとした。(別表第2関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県地方農林振興局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第26号**

鳥取県地方農林振興局設置条例の一部を改正する条例

鳥取県地方農林振興局設置条例（昭和 36 年鳥取県条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p><u>鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 156 条第 1 項及び農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 14 条の 6 第 3 項の規定に基づき、地方農林振興局の設置に関する事項並びに地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域について定めることを目的とする。</u></p> <p><u>(地方農林振興局の設置)</u></p> <p><u>第 2 条 農業、林業及び水産業に関する事務を所掌させるため、地方農林振興局を設置する。</u></p> <p><u>(地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域)</u></p> <p><u>第 3 条 地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</u></p>	<p><u>鳥取県地方農林振興局設置条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 156 条第 1 項及び農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 14 条の 6 第 1 項の規定に基づき、農業、林業及び水産業に関する事務並びに同条第 2 項に掲げる事務を所掌させるため、地方農林振興局を設置する。</u></p> <p><u>(名称、位置及び管轄区域)</u></p> <p><u>第 2 条 地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</u></p>

名 称	位 置	管轄区域
鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び 気高郡
鳥取県八頭地方農林振興局	八頭郡郡家町	八頭郡
鳥取県倉吉地方農林振興局	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子地方農林振興局	米子市	米子市、境港市及び 西伯郡

名 称	位 置	管轄区域
鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取市	鳥取市、岩美郡、気 高郡
鳥取県八頭地方農林振興局	八頭郡郡家町	八頭郡
鳥取県倉吉地方農林振興局	倉吉市	倉吉市、東伯郡
鳥取県米子地方農林振興局	米子市	米子市、境港市、西 伯郡
鳥取県日野地方農林振興局	日野郡日野町	日野郡

(地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域)

第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する  
地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管轄区域
鳥取県鳥取地方農林振興局鳥取農業改良普及所	鳥取市	鳥取市及び岩美郡
鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所	気高郡気高町	気高郡
鳥取県八頭地方農林振興局八頭農業改良普及所	八頭郡郡家町	八頭郡
鳥取県倉吉地方農林振興局倉吉農業改良普及所	倉吉市	倉吉市、東伯郡羽合町、同郡東郷町、同郡三朝町、同郡関金町、同郡北条町及び同郡泊村
鳥取県倉吉地方農林振興局東伯農業改良普及所	東伯郡東伯町	東伯郡大栄町、同郡東伯町及び同郡赤碓町
鳥取県米子地方農林振興局米子農業改良普及所	米子市	米子市、境港市、西伯郡西伯町、同郡会見町、同郡岸本町及び同郡日吉津村

鳥取県米子地方農林振興局西伯農業改良普及所	西伯郡大山町	西伯郡淀江町、同郡大山町、同郡名和町及び同郡中山町
鳥取県日野総合事務所農林局日野農業改良普及所	日野郡日野町	日野郡

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、地方農林振興局に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第27号

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年鳥取県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(試験方法)</p> <p>第3条 試験は、筆記試験、口述試験及びその他の試験とし、筆記試験は改良普及員として必要な教養、<u>専門的技術及び知識に関する事項について</u>、口述試験は社会常識その他改良普及員として必要な能力について、その他の試験は知事が必要と認める事項について行う。</p> <p>2 前項に規定する筆記試験は、知事が別に定める必</p>	<p>(試験方法)</p> <p>第3条 試験は、筆記試験、口述試験及びその他の試験とし、筆記試験は改良普及員として必要な教養並びに農業又は家政（生活を含む。以下同じ。）<u>についての専門的技術及び知識に関する事項について</u>、口述試験は社会常識その他改良普及員として必要な能力について、その他の試験は知事が必要と認める事項について行う。</p> <p>2 前項に規定する筆記試験は、知事が別に定める必</p>

須項目及び選択項目について行う。

(受験資格)

第4条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2第2項の大学(以下「短期大学」という。))を除く。)、都道府県立農業講習施設(短期大学において農業又は家政(生活を含む。以下同じ。))に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を受講資格とする修業年限が2年以上のものに限る。)若しくは財団法人農民教育協会鯉淵学園を卒業(大学院における修了を含む。以下同じ。)した者(財団法人農民教育協会鯉淵学園にあっては、知事が別に定める課程を修めて卒業した者に限る。)又は試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者

(2) 短期大学、都道府県立農業講習施設(前号に掲げるものを除く。以下同じ。)、都道府県立蚕業講習所、都道府県立農業者研修教育施設養成部門(農業改良助長法第14条第1項第5号の事業を行うものとして設置されたものに限る。以下同じ。)若しくは学校法人自由学園最高学部2年課程において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又は独立行政法人農業技術研究機構において園芸若しくは茶業に必要な学理及び技術の習得を目的として行う長期研修の研修課程を修了した者で、卒業又は研修課程修了後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年(農業又は家政に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあっては、1年)以上に達するものア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業若しくは家政に関する試験研究機関又は

須項目、基礎選択項目及び専門選択項目について行う。

(受験資格)

第4条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2に規定する短期大学(以下「短期大学」という。))を除く。)、都道府県立農業講習施設(短期大学において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を受講資格とする修業年限が2年以上のものに限る。)又は財団法人農民教育協会鯉淵学園普及専攻科、農業経営科学科普及専攻若しくは生活栄養科学科普及専攻において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業(大学院における修了を含む。以下同じ。)した者又は試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者

(2) 学校教育法による大学において生物、化学、機械、土木、建築、保健、法律、経済、経営、社会若しくは教育に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち試験実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者で、知事が別に定める履修基準を満たしたもの

(3) 短期大学、都道府県立農業講習施設(第1号に掲げるものを除く。以下同じ。)、都道府県立蚕業講習所、都道府県立農業者研修教育施設養成部門(農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。以下同じ。)若しくは学校法人自由学園最高学部第2部において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又は果樹試験場及び野菜・茶業試験場農業技術研修規程(昭和36年農林省告示第1360号)による研修課程を修了した者で、卒業又は研修課程修了後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年(農業又は家政に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあっては、1年)以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業又は家政に関する試験研究機関又は学校

学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業又は家政に関する試験研究又は教育

イ 略

(3) 短期大学、都道府県立農業講習施設、都道府県立蚕業講習所若しくは都道府県立農業者研修教育施設養成部門において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関において農業又は家政に関する課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と前号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間を通算した期間が2年（農業又は家政に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年）以上に達するもの

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、第2号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(5) 略

教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業又は家政に関する試験研究又は教育

イ 略

(4) 短期大学、都道府県立農業講習施設、都道府県立蚕業講習所若しくは都道府県立農業者研修教育施設養成部門において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関において農業又は家政に関する課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と前号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間を通算した期間が2年（農業又は家政に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年）以上に達するもの

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、第3号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(6) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第28号

鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正する条例

鳥取県地方卸売市場条例（昭和46年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 開設者等たる法人の合併の場合（開設者等たる法人と開設者等でない法人が合併して開設者等たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（<u>地方卸売市場の施設に係る権原又は卸売の業務を承継させる場合に限る。</u>）において、当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人（次項において「合併法人」という。）又は分割により当該権原若しくは業務を承継した法人（次項において「分割法人」という。）は、開設者等の地位を承継する。</p> <p>3 前2項の認可を受けようとする者は、譲受人又は合併法人若しくは分割法人が開設又は卸売の業務を行おうとする市場の名称及び位置その他の規則で定める事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 開設者等たる法人の合併の場合（開設者等たる法人と開設者等でない法人が合併して開設者等たる法人が存続する場合を除く。）において、当該合併について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人（次項において「合併法人」という。）は、開設者等の地位を承継する。</p> <p>3 前2項の認可を受けようとする者は、譲受人又は合併法人が開設又は卸売の業務を行なおうとする市場の名称及び位置その他の規則で定める事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p>

## 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第29号

鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例（昭和47年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。



改正後				改正前			
(名称、位置及び管轄区域) 第1条 家畜保健衛生所（以下「衛生所」という。） の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。				(名称、位置及び管轄区域) 第1条 家畜保健衛生所（以下「衛生所」という。） の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			
名	称	位 置	管 轄 区 域	名	称	位 置	管 轄 区 域
略				略			
鳥取県溝口家畜保健衛生所		溝口町	米子市 境港市 西伯郡 日野郡	鳥取県米子家畜保健衛生所		米子市	米子市 境港市 西伯郡 日野郡

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県和牛能力向上対策事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第30号

鳥取県和牛能力向上対策事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県和牛能力向上対策事業助成条例（平成12年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 低能力牛 黒毛和種の繁殖用の雌牛のうち、 育種価が下位から25パーセント以内のもの、 <u>遺伝病を</u> 保因しているもの又は繁殖機能に係る疾病を有しているものをいう。 (3) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 低能力牛 黒毛和種の繁殖用の雌牛のうち、 育種価が下位から25パーセント以内のもの又は遺 <u>伝病</u> を保因しているものをいう。 (3) 略

附 則

この条例は、平成13年 4月 1日から施行する。

鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第31号

#### 鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例

鳥取県漁港管理条例（昭和34年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(漁港の保全)</p> <p>第3条 何人も、漁港の区域内においては、みだりに漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(漁港の保全)</p> <p>第3条 何人も、漁港の区域内においては、みだりに<u>漁港施設を損傷する行為その他</u>漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(停けい泊禁止区域)</p> <p>第6条 知事は、漁港区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、<u>漁港法第39条第5項の規定により指定する区域内の水域の一部</u>を停けい泊禁止区域として指定することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(停けい泊禁止区域)</p> <p>第6条 知事は、漁港区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、水域の一部を停けい泊禁止区域として指定することができる。</p> <p>2 略</p>
<p>(けい留施設における行為の制限)</p> <p>第9条 甲種漁港施設であるけい留施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚又は船積以外の目的でみだりに船舟を横づけすること。</p> <p>(2) 当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げること。</p>	<p>(けい留施設における行為の制限)</p> <p>第9条 甲種漁港施設であるけい留施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>船舟のけい留に支障を及ぼすおそれがあるいかだその他の物件をけい留すること。</u></p> <p>(2) 漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚又は船積以外の目的でみだりに船舟を横づけすること。</p> <p>(3) 当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げること。</p> <p>(4) <u>漁獲物等をみだりに長期間置いておくこと。</u></p>

## (占用等の許可)

## 第12条 略

- 2 知事は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。
- 3 第1項の占用の期間は、1月（工作物の設置を目的とする占有にあっては3年）を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

## (監督処分)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転、除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置をすること若しくは原状の回復を命ずることができる。

(1) 及び (2) 略

(3) 第12条第2項の規定による許可に付した条件に違反した者

(4) 略

2 略

## (公益上の必要による許可の取消等及び損失補償)

## 第15条 略

## (土砂採取料等)

## 第16条 略

## (罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円

## (占用等の許可)

## 第12条 略

- 2 知事は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。
- 3 第1項の占用の期間は、1月（工作物の設置を目的とする占有にあっては1年）をこえることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

## (入出港届)

第14条 漁舟は、漁港に入港したとき又は当該漁港を出港しようとするときは、すみやかに知事に届け出なければならない。ただし、総トン数20トン未満の船舟及び監視船、警備船その他公務に従事する船舟についてはこの限りでない。

- 2 当該漁港を主たる根拠地とする総トン数20トン以上の船舟にあっては、前項の規定にかかわらず、毎月の漁港入出港状況をすみやかに知事に報告するものとする。

## (監督処分)

第15条 知事は、次の各号の一に該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に附した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転、除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状の回復を命ずることができる。

(1) 及び (2) 略

(3) 第12条第2項の規定による許可に付した条件に違反した者

(4) 略

2 略

## (公益上の必要による許可の取消等及び損失補償)

## 第16条 略

## (土砂採取料等)

## 第17条 略

## (罰則)

第18条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の

以下の過料に処する。

- (1) 略
- (2) 第5条、第8条、第14条第1項又は第15条第1項の規定による知事の命令に従わない者
- (3) ~ (5) 略

(規則への委任)

第18条 略

別表第2 (第16条関係) 略

過料に処する。

- (1) 略
- (2) 第5条、第8条、第15条第1項又は第16条第1項の規定による知事の命令に従わない者
- (3) ~ (5) 略
- (6) 第14条第1項の届出をしないで、同項の入港又は出港をした者

(規則への委任)

第19条 略

別表第2 (第17条関係) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第32号**

鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例（平成7年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後	改正前
	<p>(利用の許可)</p> <p><u>第4条</u> 海友館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p><u>第5条</u> 海友館の利用については、別表に定めるとこ</p>

(規則への委任)

第4条 略

るにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第6条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第7条 略

別表 (第5条関係)

区 分		金 額
個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 50円
	高等学校の生徒、 学生又は一般人	1人1回につき 100円
団体 (20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 40円
	高等学校の生徒、 学生又は一般人	1人1回につき 80円

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第33号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例 (昭和34年鳥取県条例第49号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項 (以下「追加項」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (追加項を除く。以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第3号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に          応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める場合 <u>令第6条第5項第1号に規定する金額</u></p> <p>イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の<u>いずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合</u> <u>令第6条第5項第2号に規定する金額</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>令第6条第5項第3号に規定する金額</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 <u>知事は、入居の申込みをした者が令第6条第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</u></p> <p>3 <u>知事は、入居の申込みをした者が令第6条第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村長に意見を求めることができる。</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第3号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に          応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第2項で定める場合 <u>令第6条第3項第1号に規定する金額</u></p> <p>イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の<u>一に該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合</u> <u>令第6条第3項第2号に規定する金額</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>令第6条第3項第3号に規定する金額</u></p> <p>(3) 略</p>

別表第1 (第2条の2関係)

名 称	位 置
略	
智頭第二団地	八頭郡智頭町大字山根
杉の香団地	八頭郡智頭町大字坂原及び 大字岩神
略	
福原団地	米子市東福原八丁目
略	

別表第2 (第26条関係)

名 称	委 託 先
略	
緑が丘団地 智頭第一団地 智頭 第二団地 杉の香団地	智頭町
略	

別表第1 (第2条の2関係)

名 称	位 置
略	
智頭第二団地	八頭郡智頭町大字山根
略	
福原団地	米子市西福原八丁目
略	

別表第2 (第26条関係)

名 称	委 託 先
略	
緑が丘団地 智頭第一団地 智頭 第二団地	智頭町
略	

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第5条及び別表第1福原団地の項の改正は、公布の日から施行する。

